2029

緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人ら(夫婦)のうちの申立人妻について、原発事故当時の居住期間が70年以上であったことや、地域社会等との関わり合い等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額50万円から30万円を増額した80万円の賠償が認められたほか、自主的避難等対象区域に滞在していたことに係る損害の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)において、申立人X1及び申立人X2(以下、申立人2名を併せて、「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は 及ばないことを確認する。

記

- 1 生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2の2)(申立人X2 分) 金80万円
- 2 自主的避難等に係る損害(中間指針第五次追補第3)(申立人X2分) 期間:自 平成23年4月23日 至 平成23年12月31日 金20万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)に対する和解金として、金100万円の支払義務があることを認める。

第3 既払い金の清算

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、令和5年10月4日付の申立人らと被申立人との一部和解契約に基づいて、第1項記載の損害に対して70万円を支払い済みであることを確認する。

この既払い金70万円について、第2項記載の和解金100万円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。 イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対 して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものと する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決 センターに交付する。

令和6年3月13日

(仲介委員 仙波 厚)